

## 新型コロナウイルス感染症に関する対策の強化を求める意見書

新型コロナウイルス感染症については、急速な勢いで世界中に拡大し、世界保健機関（WHO）が世界的大流行と認定するなど世界的な脅威となっている。我が国においても、水際対策や感染拡大防止に取り組んでいるものの、感染者の発生が相次ぎ、感染者の死亡も確認されるとともに、感染経路を特定できない感染者が発生する事態となるなど、国民の不安は増大している。

こうした状況を受け、国においては、新型コロナウイルス感染症対策の基本方針を決定するとともに、緊急対応策をまとめ、今後とも必要な対策は、躊躇なく講じるとしているところであり、今後さらに、国と地方公共団体が一体となって迅速かつ適切に対策に取り組んでいく必要がある。

当県は、離島など多くの条件不利地域を有しており、これらの地域では、医療体制や検査体制が充実しておらず、いったんこのような感染症が発生すれば、地域全体にまん延する恐れがあり、経済活動を含め生活全般に支障が生じることから、医療体制や検査体制の充実が望まれるところである。

また、当県の基幹産業である観光と農林水産業は、学校の一斉臨時休業やイベントの自粛、旅行の中止等により、相次ぐ宿泊キャンセルや、花きや牛肉など農林水産物の需要減などが見られ、その他の事業者においても、大幅な売り上げ減少など、当県経済は、感染症の拡がりにより大きな影響を受けている。

よって、国においては、新型コロナウイルス感染症に関する対策の強化を図るため、下記事項について措置を講じるよう強く要望する。

### 記

- 1 感染拡大防止に引き続き努めるとともに、診察及び検査が適切に行えるよう、簡易検査キットを早期に開発し、診察・検査体制や医療物資の整備など地方における医療体制の強化を支援すること。  
また、ワクチンの開発・製造を早急に進めるとともに、治療法を速やかに確立すること。
- 2 観光や農林水産業をはじめとする事業者が、事業を継続し、雇用を維持できるよう資金繰り対策や感染終息後の需要喚起策など、あらゆる対策を講ずること。
- 3 地方公共団体が実施する新型コロナウイルス感染症に関する対策への財政支援を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月24日

鹿児島県議会議長 外 菌 勝 蔵

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
総務大臣  
文部科学大臣 殿  
厚生労働大臣  
農林水産大臣  
経済産業大臣  
国土交通大臣  
内閣官房長官